

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人医徳会 ケアプランセンターさつき

1. 事業の目的及び運営の方針

・事業の目的

医療法人医徳会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者の心身の状況に応じて適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

・運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、要介護者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

2. 職員の職種、人数及び職務内容

・管理者 1名（常勤職員・介護支援専門員と兼務）

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

・介護支援専門員 4名（常勤職員4名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援業務を行う。

・事務員 1名（常勤職員）

事務員は、指定居宅介護支援にかかる事務業務を行う。

3. 営業日及び営業時間

・営業日 月曜日から金曜日までとする。（但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。）

・営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

・連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 居宅介護支援業務の実施方法等について

①居宅介護支援業務の実施

・事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

・指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

②居宅サービス計画の作成について

※介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

・利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

・利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

・介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。

・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

③サービス実施状況の把握、評価について

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・上記の把握にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ・介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

④居宅サービス計画の変更について

- ・事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

⑤給付管理について

- ・事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

⑥要介護認定等の協力について

- ・事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- ・事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

⑦居宅サービス計画等の情報提供について

- ・利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

5. 利用料について

- ・居宅介護支援の利用料は、厚生労働大臣が定める費用の額（別紙1）が介護サービスの提供開始以降発生します。

通常は法定代理受領による当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦厚生労働大臣が定める費用の額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日 居住地市町村介護保険係窓口へ提出しますと、料金の払い戻しを受けることができます。

6. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- ・利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- ・居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ・病院に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合および前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合については別紙2のとおりです。

7. 通常の事業の実施地域

- ・通常の事業の実施地域は、東松島市、石巻市（離島を除く）とする。他地域は要相談。

8. 虐待の防止について

- ・事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ・利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・高橋 和枝）
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市に通知します。

9. ハラスメントの防止

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条第1項及び労働法の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- ・利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ①介護支援専門員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ②介護支援専門員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③介護支援専門員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

10. 感染症や災害の対応力強化

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。
 - ①感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
 - ②感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

11. 身体拘束等の適正化の推進

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

12. 秘密の保持

- ・職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。なお、事業者は利用者や家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ます。

13. 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者又は介護支援専門員の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

14. 身分証携行義務

- ・介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 苦情申立の窓口

- ・当事業所の相談・苦情担当窓口
苦情受付窓口 医療法人医徳会 ケアプランセンターさつき
苦情受付相談者 高橋 和枝
電話番号 0225-82-7313

- ・その他の苦情受付期間

当事業所以外に行政機関の苦情相談窓口でも受け付けています。

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口

電話 022-222-7700（代表）

東松島市役所 福祉課 高齢介護班

電話 0225-82-1111（代表）

石巻市役所 健康部 介護保険課

電話 0225-95-1111 (代表)

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 所在地：宮城県東松島市小松字上浮足182-11
名称：医療法人医徳会 ケアプランセンターさつき
管理者：高橋 和枝

説明者： ㊞

私は、本書面により、事業者から居宅支援についての重要事項についての説明を受けました。

【利用者】

住所： _____

氏名： _____ ㊞

【署名代行者】

住所： _____

氏名： _____ ㊞

別紙1

料金

1、居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1か月あたり以下の料金になります。

要介護1、2	1086単位/月
要介護3、4、5	1411単位/月

特定事業所加算Ⅱ	421単位/月
----------	---------

加算	金額	算定要件
初回加算	300単位/月	以下の要件を満たすこと 1、新規に居宅サービス計画を作成した場合 2、要支援者が要介護認定を受けた場合 3、要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 250単位/月	入院に当たって、病院の職員に対して、契約者に関する必要な情報提供をした場合 ※入院日、営業日・営業時間以外は翌日も含む
	(Ⅱ) 200単位/月	入院に当たって、病院の職員に対して、契約者に関する必要な情報提供をした場合 ※入院後3日以内
退院・退所時加算	(Ⅰ)イ 450単位/回	退院又は退所に当たって、病院職員と面談して契約者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合 ※必要な情報提供を1回、カンファレンス以外の方法で受けた場合
	(Ⅰ)ロ 600単位/回	退院又は退所に当たって、病院職員と面談して契約者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合 ※必要な情報提供を1回、カンファレンスにより受けた場合
	(Ⅱ)イ 600単位/回	退院又は退所に当たって、病院職員と面談して契約者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合 ※必要な情報提供を2回以上、カンファレンス以外の方法で受けた場合
	(Ⅱ)ロ 750単位/回	退院又は退所に当たって、病院職員と面談して契約者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合 ※必要な情報提供を2回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合

	(Ⅲ) 900単位/回	退院又は退所に当たって、病院職員と面談して契約者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合 ※必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
通院時情報連携加算	50単位/月	病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時介護支援専門員が同席し医師等に対して心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を受けた場合
緊急時居宅カンファレンス加算	200単位/月	病院または診療所の職員とともに契約者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/回	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。

居宅介護支援事業所 ケアプランセンターさつき

別紙2

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	28.67%
通所介護	39.68%
地域密着型通所介護	15.30%
福祉用具貸与	61.50%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ぱんぷきん介護センター東松島ステーション 20.90%	鳴瀬ヘルパーステーション 19.41%	介護サポートのリリーフ 11.94%
通所介護	矢本華の園デイサービスセンター 24.53%	恵仁デイサービスセンターやもと 15.91%	小野デイサービスセンター菜の花 12.94%
地域密着型通所介護	デイサービス・すみちゃんの家 30.77%	デイサービス ちょ筋ばこ 24.48%	太陽の家デイサービスセンター 11.89%
福祉用具貸与	介護レンタルショップパンジー 44.18%	マルイチ福祉用品機器センター 17.74%	ピース福祉機器サービス 11.48%

③判定期間 (令和6年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)